

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13528

研究課題名（和文）治療と仕事の両立に向けた法理論 コミュニケーション促進規範に着目して

研究課題名（英文）Legal Theory for Managing Work with Chronic Disease

研究代表者

石崎 由希子（ISHIZAKI, Yukiko）

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：50547817

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、傷病労働者をはじめとする要配慮労働者が、自らの意思に基づき、その能力を最大限活かすことを可能とする社会の実現に貢献することを目的とするものである。本研究では、傷病労働者、不妊治療中の労働者のほか、育児・介護等の家庭責任を担う労働者が自らの希望に基づき、キャリア継続を可能とするための法理論（解釈論・立法論）として、柔軟な働き方を可能とする職場環境整備の必要性と配慮の検討に向けた個々の労働者との対話の重要性を明らかにした。また、その際、企業内外の資源（専門性のある第三者による支援、ピアサポート）を活用していくことが重要であることも示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、テレワークをはじめとする柔軟な働き方の導入を促す法政策の必要性を明らかにしたが、このことは傷病、障害、不妊治療、出産、育児、介護等、様々な就労困難を抱える者が働き続けることを可能とする社会の実現に向けて一つの方向性を示すものといえる。また、行為規範として、配慮を必要とする労働者との関係で誠実にコミュニケーションをとることや必要に応じて専門性を持つ第三者を関与させることの重要性を示すとともに、それが裁判規範において与える影響について検討した点で一定の実務的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to contribute to the realization of a society that enables injured and sick workers and other workers to utilize their abilities to the fullest based on their own will. In this study, it is clarified the necessity of developing a workplace environment that enables flexible working and the importance of dialogue with individual workers to examine considerations, as a legal theory (interpretive and legislative theory) to enable workers with family responsibilities such as childcare and nursing care, as well as injured or sick workers and workers undergoing infertility treatment, to continue their careers based on their own wishes. This study indicated the importance of utilizing resources inside and outside the company (support by third parties with expertise and peer support).

研究分野：労働法

キーワード：病気休職・復職 合理的配慮 柔軟な働き方 テレワーク 健康管理 キャリア権

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

少子高齢化の急速な進展及び生産年齢人口の減少は、同制度を支える労働力確保を重要な政策課題として浮かび上がらせている。2017年3月の「働き方改革実行計画」においては、「病気の治療と仕事の両立」も重要な政策課題として位置付けられ、柔軟な働き方等を可能とする社内制度の整備の促進や医療機関と事業者が連携しつつ、労働者をサポートする体制の構築、産業医をはじめとする産業保健機能の強化等が推進されている。これに先立つ2016年には「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下、両立支援ガイドライン)」が策定され、柔軟な勤務制度や休暇制度の導入が促されるとともに、両立支援策を確定するプロセスにおいて、労働者からの申出を契機として、主治医や産業医の意見や労働者の意向を踏まえるべきことが示されている。「働き方改革実行計画」においてはまた、「不妊治療と仕事の両立」についても政策課題として、取り上げられている。

他方、障害者については、2013年の障害者雇用促進法の改正により、合理的配慮の提供義務が事業主に課されることとなっている(障害者雇用促進法36条の3)。また、合理的配慮指針は、合理的配慮提供にかかる手続や合理的配慮の具体例を定めており、障害者と事業主との間のコミュニケーションを促進しようとしている。合理的配慮義務の対象となる「障害者」は、障害者手帳の所持者に限られず、傷病労働者の中には障害者に該当するものも含まれるが、「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」と定義されるため、傷病労働者が仕事との両立に困難を抱えているとしても、そのことから直ちに障害者に該当するとは言い切れない状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、治療と仕事の両立に向けた法理論を明らかにすることにより、傷病労働者等の要配慮労働者が自らの意思と能力を最大限活かすことを可能とする社会の実現に貢献することを目的とするものである。その際、傷病労働者に対する配慮は個別的で多様であるため、その確定に際しては、職場における労使間、あるいは医療機関をはじめとする専門機関とのコミュニケーションが重要であるとの認識を前提に、こうしたコミュニケーションを実質化するために必要となる法理論(解釈論・立法論)について検討する。本研究の検討の中心となるのは、傷病労働者・障害者・不妊治療を受ける者であるが、本研究から得られる示唆は、その他の要配慮労働者(家族責任を有する者、外国人、高齢者、受刑者等)に妥当する可能性もある。また、配慮の確定に向けた手続に着目する本研究は、事業者の行為規範の明確化に資する理論を提示することが期待される。

3. 研究の方法

本研究では、治療と仕事の両立に関する諸政策について検討するほか、労働安全衛生法制、障害者雇用・就労法制や、ワーク・ライフ・バランス法制に目配りし、それぞれの領域において、柔軟な働き方を可能とする制度がどのように整備されているか、コミュニケーション促進規範を見出せるかを検討することとした。その際、実定法規範に加え、裁判例において示される規範にも注目すること、ハードローのみならずソフトローの機能にも注目することとした。

研究開始後、新型コロナウイルスの感染拡大により、テレワークが広く行われたことに伴い、テレワークに係る法政策や法的課題も上記と関連させて検討することとした。

なお、当初の計画では、ドイツ法との比較法研究を行うことも予定していたが、上記のような研究計画の変更や新型コロナウイルス感染拡大に伴う研究・教育活動への諸影響を踏まえ、比較法研究は障害者やその他の就労困難者に対する就労支援法制を対象とする部分など限定的に行うこととした。

4. 研究成果

本研究の主な成果は下記のとおりである。

(1) まず、病気休職・復職に関する裁判例を広く検討した。特に、休職期間満了により雇用終了(退職扱い・解雇)に至るケースの分析にあたり、復職可能性の判断枠組みを明らかにすることとした。それによれば、復職可能と認められるためには、原則として、休職期間満了時に従前の業務を通常程度遂行できるようになることが必要とされるものの、裁判例により、一定の修正がなされていること、すなわち、休職期間満了時に通常程度働けない場合でも、相当期間経過後の回復が見込まれる場合には復職可能と解されること、他業務への現実的配置可能性がある場合には復職可能と解されること、特に後遺障害が残るケースにおいて、負担軽減措置等の配慮措置により就労可能となる場合には、それが過重な負担とならない限りにおいて、復職可能と判断される場合があること等を明らかにした。これらは信義則に基づく復職配慮義務として理解されうるものである。また、近時の裁判例によれば、復職可能であること(=休職事由が消滅したこと)を労働者側が主張・立証することが原則とされるところ、特に上記との関係では、企業内におけるポストの状況に関する情報を労働者が保有していないという問題がある。このこととの関係で、労働者は使用者が果たすべき復職配慮義務の内容とそれが果たされていないが故に復職できないことを立証する責任を負うと解されるが、その際、復職配慮義務の内容について一定程度抽象化を図りつつ、帰責性の不存在についての立証責任を使用者に課することにより適切な立証責任の分配が可能となることについて、先行研究を踏まえつつ明らかにし

た。また、裁判例の傾向も踏まえつつ、帰責性の不存在について立証するにあたり、使用者には、復職可能性の検討について労働者と誠実な対話を行ったことや主治医・産業医等の客観的・専門的見地からの検討を行ったこと等の立証が求められることを明らかにし、復職過程における労使の対話を促す規範が認められることを明らかにした。上記成果については、「病気休職・復職をめぐる法的課題 裁判例の検討」判例 1202 号 6 頁として公刊したほか、人事担当者を主な視聴者とする講演（オンライン）や第二東京弁護士会での講演（講演録としては、「病気休職・復職に関する近時の裁判例の動向と分析（前編・後編）」Niben Frontier2021 年 5 月号 2 頁、同 6 月号 2 頁）司法研修所における裁判官を対象とする研究会報告を通じて、実務に還元できるよう努めた。

（2）本研究の重要な成果の 1 つとしては、新型コロナウイルスの感染拡大を経て広く実施されたテレワークに係る法政策や法的課題の検討がある。テレワークはかねてより、ワーク・ライフ・バランスに資する働き方として導入が推進されてきたが、同時に傷病労働者や障害者の就労継続にとっても有益な場合がある。もっとも、テレワークでは、上司の目が届きにくく勤怠管理が難しい場合がある等のリスクもあり、労働時間や自身の健康を一定程度自律的に管理できることなども求められる。こうした中で、使用者が復職配慮義務や安全配慮義務に基づき、テレワークを実施する義務を負う場合としてどのような場合が考えられるかといった課題や私生活と仕事の混在を望まない労働者がテレワークによる就労命令を拒否しうるかについて検討を行った。について、障害者との関係では、過重な負担にあたるか否かが、公的支援の状況も踏まえつつ問題になること、パンデミック下においては、感染により生命・身体に重大な危険が生じうる高リスクを抱える労働者との関係で、事業場の感染防止対策等に照らして真に出社困難な状況が認められる場合で、テレワーク勤務が「現実に配置可能な業務」に当たる場合には、使用者にテレワークを実施すべき義務が生じることを明らかにした。また、労契法 3 条 3 項の規定も踏まえ、同居の家族が高リスクである場合にも同様の解釈を導きうることを示した。については、A 私的領域の尊重の観点から、労働者の個別同意を得ることなく強制できないとする見解と B 根拠規定に基づき命令可能であり、労働者の不利益については濫用審査で検討するとの見解があるが、私見は B 説に立ちつつも、労働者の不利益の解消に向けて適正な調整手続が採られたことが、テレワーク勤務命令の発令にあたり必要になるとする立場をとることとした。また、今後の法政策として、テレワークの実施・不実施に係る説明義務を課すことや、労働者の納得と使用者の信頼の下でテレワークを実施するべく、その実施・運用について労使のコミュニケーションが重要になることを明らかにした（以上につき、「新しい日常」としてのテレワーク：仕事と生活の混在と分離」ジュリスト 1548 号 48 頁、「雇成型テレワークに係る労働法上の課題」季刊労働法 274 号 14 頁、「テレワークと労働法の諸問題」法の支配 207 号 50 頁）。研究代表者はまた、2022 年から約 1 年間、人事院「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」において委員を務めたが、その際、上記研究成果について報告を行ったほか、これを踏まえて、研究会での議論に参加することができた。

（3）最終年度における研究のとりまとめに向けて、下記の研究からも重要な示唆を得た。まず、ドイツにおける障害者及び就労困難者に対する就労支援に関する法制度の検討結果からは、雇用率制度の対象となる「重度障害者」に、悪性腫瘍等の手術後一定期間を経過しない者が含まれること、また、就労困難性が認められる障害者は「重度障害者」でないとしても「重度障害者」と同等扱いを受けることなどが明らかとなった。また、障害者であれ、就労困難者（長期失業者・長期受給者）であれ、こうした者を雇用した使用者に一定の助成（賃金補填手当の支給）が行われる仕組みがあり、近年拡充される傾向にあるが、この助成期間中に個別の伴走型支援を行うことが有効と考えられ、法制度上組み込まれていることが明らかとなった。以上の成果は、日本における「障害者」の概念を改めて検討する必要があることや広く就労困難を抱える者を対象としてアプローチをする必要があることを窺わせるものであるといえる。また、第三者（企業外の専門機関）の関与・協力が重要になることも同研究から示唆された。専門家の関与の重要性は、労働安全衛生法制に係る検討からも明らかとなった。例えば、健康診断結果等に基づき、就業上の措置を検討するにあたり、医師の意見聴取を行うべきとされているのはその一例といえる。また、個々の労働者の健康管理が場合によっては、職場全体の労働環境改善に繋がりうること、企業内の体制整備・人材育成が重要であること等も明らかとなった。

（4）最終年度においては、病気に加え、出産、不妊治療、育児・介護等、仕事との両立が困難な多様なライフイベントとの関係で求められる政策や使用者が負うべき配慮義務について検討を行った（「労働者のライフイベントとキャリア継続」ジュリスト 1586 号 38 頁、「ライフイベントによる就労困難とキャリア配慮義務」法学研究 97 巻 3 号 91 頁）。政策論としては、各状況に応じた休暇法制の充実化が重要であるとともに、こうした制度の利用を容易にするための職場環境整備が重要であること、他方、どんなに職場環境を整備したとしても、例えば、不妊治療などライフイベントによっては、職場での開示を希望しない者もいることから、こうした希望を尊重しつつ、両立を容易にするべく、全ての人を対象とする柔軟な働き方・休み方を可能とする制度の整備が重要であること等を確認した。併せて、出産、育児・介護等、病気に限らず就労継続困難をもたらすライフイベントを広く捉え、労働者のキャリア継続を可能とするために必要な法政策の方向性を示すとともに、解釈論として、キャリア配慮義務を観念することはできないかとの試論も示した。前者については、情報提供や周知・研修、職場環境整備を促す法政策のほか、個々の労働者のキャリアに係る意思決定を支援する法施策が必要であること、後者については、

過去のキャリア権や就労価値に係る学説等も踏まえつつ、障害者に対する合理的配慮義務と類似した性格を持つものとして構想した。キャリア配慮義務は純粋な法的義務ではなく、その本質は、労使間での対話を促すことにあり、中途障害、病気やこれに限られない事由により、就労困難が生じた場合にキャリア継続を促す法理に理論的基盤を与えようとするものである。もっとも、上記試論の持つ意義や限界については更に検討を加えていくことが必要であり、この点は今後の課題として残されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 353
2. 論文標題 アメリカン・エクスプレス・インターナショナル事件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 55-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 136
2. 論文標題 これからの化学物質管理と法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 23-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1586
2. 論文標題 労働者のライフイベントとキャリア継続	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 38-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 69(1)
2. 論文標題 パンデミック下の職場での健康確保	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 6-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 97(3)
2. 論文標題 ライフイベントによる就労困難とキャリア配慮義務	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 91-122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1-1
2. 論文標題 化学物質管理と法的責任 - 裁判例から得られる示唆	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 産業保健法学会誌	6. 最初と最後の頁 60-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 207
2. 論文標題 テレワークと労働法の諸問題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 50-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1582
2. 論文標題 規制権限不行使の違法性と一人親方等に対する国の責任：建設アスベスト（神奈川1陣訴訟）事件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 113-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 274
2. 論文標題 雇用型テレワークに係る労働法上の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 14-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 2021年5月号
2. 論文標題 【講演録】 病気休職・復職に関する近時の裁判例の動向と分析 (前編)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NIBEN Frontier	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 2021年6月号
2. 論文標題 【講演録】 病気休職・復職に関する近時の裁判例の動向と分析 (後編)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NIBEN Frontier	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 -
2. 論文標題 労働時間把握・管理に関する法的検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 今後の労働時間法制のあり方を考える調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 121-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1569
2. 論文標題 性自認に基づくトイレ利用の制限とその違法性 経済産業省事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 130-133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 92 (10)
2. 論文標題 障害者・高齢者を対象とする労働法理論とその変容可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 45-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1548
2. 論文標題 「新しい日常」としてのテレワーク：仕事と生活の混在と分離	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 48-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 269
2. 論文標題 副業・兼業者の労働時間管理と健康確保	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 2-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1549
2. 論文標題 過少な業務によるうつ病の悪化と使用者の注意義務：食品会社A社(障害者雇用枠採用社員)事件[札幌地裁令和元.6.19判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 120-123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1202
2. 論文標題 病気休職・復職をめぐる法的課題 裁判例の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働判例	6. 最初と最後の頁 6-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 38-2
2. 論文標題 定年後再雇用労働者の処遇についての法的検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 24-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1538
2. 論文標題 試し出勤に対する最低賃金法の適用 NHK(名古屋放送局)事件[名古屋高判平成30・6・26]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 127-130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石崎由希子	4. 巻 1532
2. 論文標題 育休終了後に締結した契約社員契約の雇止め：ジャパンビジネスラボ事件[東京地裁平成30.9.11判決]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 107-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 石崎由希子
2. 発表標題 テレワーク開始の契機と制度設計に関わる法的課題
3. 学会等名 日本産業保健法学会第2回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石崎由希子
2. 発表標題 これからの化学物質管理と法
3. 学会等名 日本労働法学会第139回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石崎由希子
2. 発表標題 化学物質管理と法的責任 - 裁判例から得られる示唆
3. 学会等名 日本産業保健法学会第1回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 永野仁美、長谷川珠子、石崎由希子
2. 発表標題 障害者の多様なニーズと法制度上の課題
3. 学会等名 日本労働法学会第137回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石崎由希子
2. 発表標題 テレワークにおける労働法上の課題
3. 学会等名 神戸大学社会システムイノベーションセンター・シンポジウム
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関